

札幌市死者情報取扱要綱

平成17年3月17日
総務局長 決裁
最終改正 平成31年2月28日

(趣旨)

第1条 実施機関が保有する死者情報の取扱いについては、別に定めるものを除き、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (3) 公文書 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(死者情報の取扱い)

第3条 実施機関は、保有する死者情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときには、遺族等の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮しなければならない。

(開示の申出等)

第4条 次に掲げる者（以下「開示対象者」という。）は死者情報の開示の申出をすることができる。

- (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は当該死者の血族である父母
- (2) 当該死者の2親等の血族である者（前号に掲げる者がいない場合に限る。）
- (3) 当該死者の相続人である者（前2号に掲げる者を除く。）

2 未成年者又は成年被後見人である開示対象者の法定代理人は、当該開示対象者に代わって開示の申出をすることができる。

(開示対象情報)

第5条 この要綱により開示対象者に開示することができる死者情報（以下「開示対象情報」という。）は、実施機関が保有する公文書に記録された情報であつて、実施機関が市長を通じて札幌市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて特に開示する必要があると認める情報に限る。

(開示の申出の手續等)

第6条 開示対象情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をしようとする者は、当該開示対象情報を保有する実施機関に対し、別に定める事項を記載した申出書（様式1。以下「開示申出書」という。）を提出するものとする。ただし、当該様式によらず

とも、必要な内容を具備したものの提出があった場合には、開示申出書の提出があったものとみなすことができる。

- 2 開示申出の受付は、総務局行政部行政情報課（以下「行政情報課」という。）において行なうものとする。各区市民部総務企画課においては、開示申出に係る相談に応じ、行政情報課と連絡をとり開示申出の取次ぎを行うものとする。
- 3 開示申出をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示申出に係る開示対象情報の開示対象者又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 4 前項に規定する開示対象者であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 戸籍の謄本その他当該開示申出に係る開示対象情報の開示対象者であることを証明する書類
 - (2) 当該開示申出をしようとする者が開示対象者本人であることを証明するために必要な次に掲げるいずれかの書類
 - ア 運転免許証
 - イ 旅券
 - ウ 健康保険の被保険者証
 - エ 国民年金手帳
 - オ 個人番号カード
 - カ 前各号に定めるもののほか、札幌市個人情報保護事務取扱要綱（以下「個人情報取扱要綱」という。）第11条第2項に定めるもの
- 5 第3項に規定する法定代理人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 前項第1号の書類
 - (2) 当該開示申出をしようとする者が開示対象者の法定代理人であることを証明するために必要な次に掲げるいずれかの書類
 - ア 開示対象者本人の戸籍の謄本
 - イ 個人情報取扱要綱第11条第4項に定めるもの
 - (3) 当該法定代理人に係る前項第2号の書類。ただし、法定代理人が法人である場合にあっては、実施機関が適当と認める書類
- 6 開示申出をした法定代理人は、当該開示申出に係る死者情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示申出をした実施機関に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による届出があったときは、当該開示申出は、取り下げられたものとみなす。
- 8 実施機関は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

（原則開示）

第7条 実施機関は、開示申出があったときは、開示申出に係る開示対象情報に次の各号

に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該開示対象情報を開示するものとする。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により開示申出者に対し開示をすることができないとされている情報

(2) 開示申出者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が開示対象者本人に代わって開示申出をする場合にあつては、当該開示対象者本人をいう。以下この号、次号及び第12条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により若しくは慣行として開示申出者が知ることができ、若しくは知ることが予定されている情報又は当該開示申出者以外の個人が開示することについて同意した情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）又は開示申出者以外の事業を営む個人（当該事業に関する情報に限る。）の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがある情報。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示申出に係る開示対象情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

（個人情報の存否に関する情報）

第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る開示対象情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該開示対象情報の

存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示申出に係る開示対象情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、開示申出に係る開示対象情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る開示対象情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 前2項の規定による通知は、開示回答書(様式2)により、行うものとする。

(開示決定等の期限)

第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、原則として開示申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第6条第8項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示決定等期間延長通知書(様式3)により通知しなければならない。

3 開示申出に係る開示対象情報が著しく大量であるため、開示申出があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示申出に係る開示対象情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの開示対象情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、本項を適用する旨及びその理由並びに残りの開示対象情報について開示決定等を行う期限を開示決定等期間特例延長通知書(様式4)により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第12条 開示申出に係る開示対象情報に本市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見照会書(様式5)により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示の実施)

第13条 死者情報の開示は、当該死者情報が文書、図画、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を考慮して札幌市個人情報保護条例施行規則(平成17年規則第7号)第12条に定める方法に準じて行うものとする。

2 実施機関は、公文書に記録されている開示対象情報の開示をする場合において、開示対象情報の一部について開示をするとき、当該公文書が破損し、又は汚損するおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しを用いて開示を行うことができる。

(費用の負担)

第14条 前条の規定により文書等の写しの交付を受ける者は、その写しの交付に要する費用を負担するものとする。

(審査の申出等)

第15条 開示申出者は、開示決定等について不服があるときは、当該開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当該開示決定等をした実施機関に対し、審査の申出（以下「審査申出」という。）をすることができる。

2 審査申出をしようとするものは、当該開示決定等をした実施機関に対し、審査申出書（様式6）を提出するものとする。

3 実施機関は、審査申出があったときは、市長を通じてあらかじめ札幌市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで遅滞なく、審査申出回答書（様式7）により回答するものとする。

(他の制度との調整)

第16条 法令等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる開示対象情報については、この要綱の第4条から前条までの規定は適用しない。

(指定管理者に対する特例)

第17条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって死者情報を取り扱う場合における第5条から第7条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	実施機関が保有	指定管理者が保有
	実施機関が市長を通じて	指定実施機関（条例第46条第1項において読み替えて準用する第6条第1項に規定する指定実施機関をいう。以下同じ。）が市長を通じて
第6条第1項、第3項、第6項及び第8項	実施機関	指定実施機関
第7条各号列記以外の部分	開示申出に係る開示対象情報	指定管理者から開示申出に係る開示対象情報の提供を受け、当該開示対象情報
第7条第4号	本市	本市若しくは指定管理者
	事業に	事業（指定管理者にあつては、本市の公の施設の管理に係る事務に限る。）に

- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する場合における第4条から第15条までの規定の適用については、開示対象情報(指定管理者が本市の公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。)が記録されている文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって当該指定管理者が保有しているものは、公文書とみなす。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、死者情報の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 実施機関は、この要綱の施行前においても、第4条の開示対象情報について、同条の規定の例により、札幌市個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。
- 3 前項の規定により意見を聴いた情報は、施行日において、札幌市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に交付されている住民基本台帳カード(本人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、改正後の第5条第4項第2号オに規定する個人番号カードとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定については、開示決定に対する不服の申出であって、この改正の施行前にされた開示決定に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。